



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定事業者の指定（畜産課） 1
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 3

正 誤

- 平成29年11月28日付け公報定期第4597号中訂正 4

告 示

沖縄県告示第192号

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成29年法律第60号）附則第5条第2項の規定に基づき、同法第1条による改正後の畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項の規定の例により、指定事業者を次のとおり指定した。

平成30年 4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定した事業者
 - (1) 名称 沖縄県酪農農業協同組合
 - (2) 所在地 八重瀬町字友寄960番地
- 2 指定年月日 平成30年 3月30日

沖縄県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり北帆安土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
崎原永治	与那国町字与那国359番地
大島馨	与那国町字与那国 2 番地 1

沖縄県告示第194号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年4月13日から同月27日まで伊平屋村漁業協同組合事務所に
 おいて縦覧に供する。

平成30年4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 伊平屋村字島尻6番地 宮城義一、伊平屋村字田名1470番地の1村営住宅13棟
 102号 新里齊士
- 2 加入区 伊平屋加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁
 業協同組合の名称 伊平屋村漁業協同組合

沖縄県告示第195号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定
 により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年4月13日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年4月27日から同年6月24日まで
- 4 観覧料の額
 平成30年度美術館企画展「涯テノ詩聲 詩人 吉増剛造展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者
 （小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をい
 う。

沖縄県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年4月13日
 から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	国頭村字安波川瀬原1092番6から 東村字高江上新川原85番2まで	7.4m ～ 81.3m	9,691.4m

新	国頭村字安波川瀬原1092番6から 東村字高江上新川原85番2まで	9.5m ~ 78.2m	9,691.4m
---	--------------------------------------	--------------	----------

沖縄県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成30年4月13日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 507号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南風原町字津嘉山後原85番4から 南風原町字津嘉山仲間原175番1まで	28.9m ~ 47.9m	254.0m
新	南風原町字津嘉山後原85番4から 南風原町字津嘉山仲間原175番1まで	28.1m ~ 49.5m	254.0m

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月27日 沖縄県指令土第137号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良14番の一部及び14番3の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字金良14番地 赤嶺豊子
- 5 検査済証番号 平成30年4月2日 第4471号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月13日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月17日 沖縄県指令土第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原運玉後原2234番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原2204番地の2 小波津功市
- 5 検査済証番号 平成30年4月2日 第4472号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月21日

正 誤

平成29年11月28日付け公報定期第4597号掲載の「市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から4	3・5・浦14号屋富祖城間線、3・5・浦15号仲西線	3・5・浦14号仲西線

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--